

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例の概要

第1 制定の背景及び趣旨

1 背景

別紙のとおり

2 趣旨

- ・ むやみな捕獲・採取を防ぐための規制
- ・ 生息等環境を保全するための行為規制や事業の仕組みの構築
- ・ 外来種を防除するための施策展開
- ・ 県民等との協働を推進するための体制の構築

第2 条例の内容

1 総則【第1章】

(1) 目的（第1条）

県、県民、民間団体及び事業者が協働して希少野生動植物の保護を図ることにより生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(2) 県、県民、旅行者、滞在者及び事業者の責務（第3条～第5条）

(3) 開発等における配慮（第6条）

県、事業者及び県民は、開発等を行うに当たっては、あらかじめ希少野生動植物の生息等の状況を把握し、保護について配慮する。

(4) 基本方針の策定（第8条）

保護の対象となる特定希少野生動植物の選定に関する事項などを記載した基本方針を、審議会の意見を聴いて定める。

(5) 特定希少野生動植物の指定（第9条～第11条）

ア 特に保護を図る必要があると認められる希少野生動植物を、審議会等の意見を聴いて特定希少野生動植物として指定

イ 県民等による指定の提案制度を設ける。

ウ 指定に当たり、保護の目標などを記載した保護推進指針を定める。

2 個体等の取扱いに関する規制【第2章】（第14条～第18条）

(1) 特定希少野生動植物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷をしてはならない。

(2) 学術研究・繁殖目的等による捕獲等の許可制度を設ける。

(3) 上記に反して捕獲等をされた個体等の譲渡し、所持等を禁止

3 生息地等の保全に関する規制【第3章】（第21条～第29条）

(1) 特定希少野生動植物の生息地等を審議会や関係市町村等の意見を聴いて生息地等保全地区等に指定し、建築物の建築、土地の形質の変更等について許可又は届出を要することとする。

(2) 県民等による指定の提案制度を設ける。

4 保護管理事業【第4章】(第30条～第34条)

- (1) 保護管理事業(特定希少野生動植物の生息地等の保全及び再生その他の特定希少野生動植物の保護を図るための事業)の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護管理事業計画を定める。
- (2) 県民等による保護管理事業計画の変更提案制度を設ける。
- (3) 国、地方公共団体その他の者の行う保護管理事業について、保護管理事業計画への適合に関する確認・認定制度を設け、行為規制の適用除外規定を設ける。

5 外来種に関する施策【第5章】(第35条及び第36条)

- (1) 外来種の生息状況調査等
- (2) 県民、事業者等の理解を深めるための情報の提供

6 県民等との協働の推進等【第6章】(第37条～第41条)

- (1) 県民等との協働の推進
 - ア 保護施策の効果的な実施のため、県民等との協働の推進に必要な施策の実施
 - イ 保護に資するための調査及び研究の推進に当たっての県民等との協働
 - ウ 県民等及び関係機関との情報共有のための体制整備
 - エ 民間団体及び関係機関と連携し、県民、旅行者、滞在者及び事業者の理解を深めるため、教育及び学習の機会の拡大、広報活動の充実等
 - オ 県民等の自発的な活動を促進
- (2) 希少野生動植物保護専門員(第42条)
啓発、調査、助言等を行う希少野生動植物保護専門員を委嘱する。
- (3) 希少野生動植物保護巡視員等(第43条)
生息地等の状況の巡視等を行う県民等を、希少野生動植物保護巡視員又は希少野生動植物保護巡視団体として認定する。

7 雑則【第7章】

- (1) 調査(第45条)
定期的な調査及びその結果の規則改廃等、条例の適正な運用への活用
- (2) 農林業への措置(第46条)
生息地等保全地区における農林業の生業の安定のための必要な措置

8 罰則(第8章)(第49条～第53条)

- (1) 捕獲等及び譲渡し等の禁止、管理地区及び監視地区の規制等に違反した者に、懲役刑・罰金刑を科す。
- (2) 法人等の両罰規定を設ける。

第3 施行期日

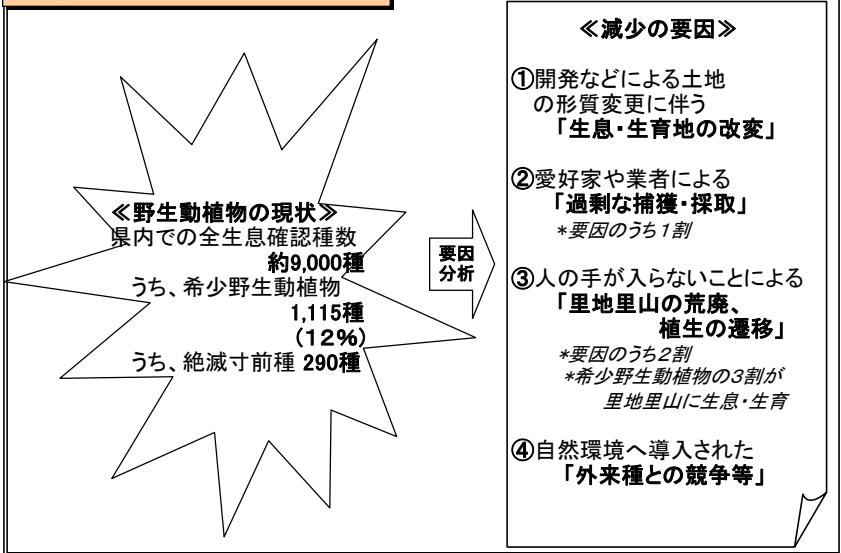
平成22年4月1日(第1章及び希少野生動植物保護専門員の委嘱は、平成21年4月1日から施行)

第4 体系図

別紙のとおり

第1-1 背景

奈良県版レッドデータブックから判ること



*1 【奈良県版レッドデータブックとは】
絶滅のおそれのある野生動植物のリストや、それぞれの減少の要因を取りまとめたものを“レッドデータブック”という。
奈良県では、「大切にしたい奈良県の野生動植物」と称し、希少性を観点にした「絶滅種」、「絶滅寸前種」、「絶滅危惧種」、「希少種」、「情報不足種」、希少性以外を観点にした本県独自の「注目種」、「郷土種」、「奈良県を代表する植物群落」を選定している。
詳しくは、奈良県自然環境課ホームページ
http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-2861.htm

*2 【種の保存法】
「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることで、良好な自然環境の保全と、国民の健康で文化的な生活の確保への寄与を目的としている。
現在、国内希少野生動植物種として81種を指定し、捕獲等の規制を行っている。
詳しくは、環境省ホームページ
<http://www.env.go.jp/nature/yasei/hozonho/index.html>

希少野生動植物の保護の必要性

私たちは、多種多様な野生動植物が織り成す自然環境から多くの恵みを受

- 例）・農作物や魚介類など食料としての利用
・多種多様な遺伝子を医療や科学の進歩のために活用
・自然とのふれあいは心に潤いと安らぎを供与

現在、人間活動のために絶滅のスピードが加速
この数百年の絶滅スピードは、過去平均の1000倍に加速

野生動植物の絶滅は、私たちの暮らしに直結
人間も生態系の一員。多種多様な野生動植物により保たれたバランスが崩れると、人間の生存基盤の喪失を招く
例）オオカミの絶滅 → ニホンジカの増加 → 農作物被害の増

県として取り組む意義

- 他に比較して高い希少野生動植物の割合
奈良県 12% (約9,000種のうち1,115種)
全国 8% (約38,500種のうち3,098種)
隣接府県平均 11% (約8,500種のうち904種)
- 特色ある野生動植物の生息・生育環境
北方系と南方系の動植物分布が重なる地域
低地から亜高山帯まで大きな標高差
⇒ 全国的には絶滅のおそれがない種も本県では希少例)分布の南限 スズラン
高標高地 シラビソ など
*2
- 種の保存法だけでは不十分
法律は全国的な観点で保護すべき種を指定
そのため、県内での生息確認種のうちわずか12種の指定

参考：28都道府県で条例制定済み

希少野生動植物の保護の課題

1. 減少の要因の排除

左記「減少の要因」の①～④にそれぞれ対応

①生息・生育地の保全

環境基本条例、自然公園法、自然環境保全条例など既存制度による規制

②捕獲・採取の規制

保護すべき種を指定し、個体の取扱いに関する規制

③身近な自然環境の持続的利用

計画的な保全活動と、普及啓発を踏まえた保全すべき地域の指定と規制

④外来種の防除

情報の収集と普及啓発

2. 県民との協働の推進

3. 推進体制の整備

国、市町村との連携
県庁内の連絡体制

第4 奈良県希少野生動植物の保護に関する条例 体系図

